

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農業施設管理課)	28
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	28
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	28
○土地収用法による収用又は使用の手続の開始…………… (建設部総務課)	29
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課)	29
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防災課)	29
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防災課)	30
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	30
道労働委員会告示	
○北海道労働委員会あっせん員候補者……………	31

告 示

北海道告示第823号
土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、空知土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。
平成22年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
平成22.11.16	監 事	古賀 伯明	滝川市二の坂町東4丁目140番地

北海道告示第824号
農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。
平成22年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 札幌市南区定山溪温泉東三丁目245の1・256の1 (以

上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡占冠村字双珠別2348の1地先・2348の1・2348の2・2348の6・2348の7・2349の1・2349の3 (以上1筆地先6筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに札幌市役所及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第825号
農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。
平成22年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡ニセコ町・磯谷郡蘭越町 (以上2町について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

ニセコ町・蘭越町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 磯谷郡蘭越町・虻田郡喜茂別町・真狩村（以上2町の所在場所 1村について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
蘭越町・真狩村（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第826号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成22年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道38号及び一般国道44号改築工事（釧路外環状道路・釧路IC（仮称）から別保IC（仮称）まで）並びにこれに伴う普通河川、排水路及び町道付替工事
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地 釧路郡釧路町中央10丁目、字別保原野南24線、字別保及び別保東2丁目地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地 なし

4 手続が開始される土地を 釧路町役場
表示する図面の縦覧場所

北海道告示第827号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類	道道				
2 路線名	当別浜益港線				
3 道路の区域					
区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
石狩郡当別町字青山奥1024番48地先から 同郡当別町字青山奥1024番33地先まで	前	19.60mから 44.10mまで	565.00m	—	
	前	25.22mから 76.95mまで	562.71m	—	
	前	14.75mから 47.00mまで	564.66m	—	
	前	25.85mから 49.85mまで	576.06m	—	
	後	19.60mから 44.10mまで	565.00m	—	
	後	25.22mから 76.95mまで	562.71m	—	
	後	25.85mから 49.85mまで	576.06m	—	

北海道告示第828号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成22年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
北見若葉7丁目2（I-7-84-2578）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市若葉7丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
北見大正1（I-7-82-2576）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市大正（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第829号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成22年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
恵庭牧場2（II-0-201-201）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
恵庭市柏木町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北見若松1（I-7-74-2568）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市若松（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北見川東3（I-7-76-2570）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市川東（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

**総合振興局告示及び
振興局告示**

北海道十勝総合振興局告示第82号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成22年12月24日

北海道十勝総合振興局長 竹林 孝

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
乗用自動車の賃貸借（7台）一式（1月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
平成22年12月1日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 オリックス自動車株式会社
 - (2) 住所 東京都港区芝3丁目22番8号
- 4 落札金額
216,825円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成22年11月5日付け北海道十勝総合振興局告示第61号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課
 - (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

道 労 働 委 員 会 告 示

北海道労働委員会告示第2号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中

央労働委員会規則第1号）第68条の規定により、北海道労働委員会あっせん員候補者を次のとおり公示する。

平成22年12月24日

北海道労働委員会会長 道 幸 哲 也

氏 名	現 職	経 歴	委 嘱 年 月 日
どうこうてつなり 道 幸 哲 也	北海道労働委員会第39期会長 北海道大学大学院法学研究科教授	北海道大学法学部教授 北海道労働委員会第25～35期公益委員、第36～37期会長代理、第38期会長	平成22.12.1
といかわこういち 樋 川 恒 一	北海道労働委員会第39期会長代理 弁 護 士	札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第35～37期公益委員、第38期会長代理	同
なりたのりこ 成 田 教 子	北海道労働委員会第39期公益委員 弁 護 士	札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第36～38期公益委員	同
わたりただす 亘 理 格	北海道労働委員会第39期公益委員 北海道大学大学院法学研究科教授	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授	同
あさみずただし 浅 水 正	北海道労働委員会第39期公益委員 弁 護 士	北海道労働委員会第37～38期公益委員	同
かとうともゆき 加 藤 智 章	北海道労働委員会第39期公益委員 北海道大学大学院法学研究科教授	新潟大学法学部教授 北海道労働委員会第38期公益委員	同
のぐちみきお 野 口 幹 夫	北海道労働委員会第39期公益委員 弁 護 士	北海道労働委員会第35～38期公益委員	同
もりすみお 森 澄 男	北海道労働委員会第39期労働者委員 UIゼンセン同盟北海道支部支部長	日本労働組合総連合会北海道連合会副会長 北海道労働委員会第36～38期労働者委員	同
はやしたけし 林 武 司	北海道労働委員会第39期労働者委員 情報産業労働組合連合会北海道協議会事務局次長	情報産業労働組合連合会北海道協議会副議長 北海道労働委員会第37～38期労働者委員	同
いしやまかずあき 石 山 和 明	北海道労働委員会第39期労働者委員 太平工業室蘭労働組合相談役	太平工業室蘭労働組合組合長 北海道労働委員会第37～38期労働者委員	同
わたべしゅいちろう 渡 部 正 一 郎	北海道労働委員会第39期労働者委員 日本労働組合総連合会北海道連合会渡島地域協議会顧問	日本労働組合総連合会北海道連合会渡島地域協議会会長 北海道労働委員会第38期労働者委員	同
おぐろしゅうじ 小 黒 修 司	北海道労働委員会第39期労働者委員 日本労働組合総連合会北海道連合会上川地域協議会会長	全日本労働総同盟旭川地区同盟議長 北海道労働委員会第38期労働者委員	同

さとうやすみつ 佐藤泰光	北海道労働委員会第39期労働者委員 全日本運輸産業労働組合連合会北海道地方連合会執行委員長	全日通労働組合札幌支部執行委員長 北海道労働委員会第38期労働者委員	平成22.12.1
おぐらかなこ 小倉佳南子	北海道労働委員会第39期労働者委員 日本労働組合総連合会北海道連合会組織労働局次長	丸井今井労働組合特別中央執行委員 北海道労働委員会第36～38期労働者委員	同
いしはらさとし 石原聰	北海道労働委員会第39期使用者委員 北海道経営者協会理事・事務局長	北海道電力株式会社広報部原子力広報部長	同
つだもりかず 津田守一	北海道労働委員会第39期使用者委員 日本通運株式会社参与	北旺運輸株式会社代表取締役社長 北海道労働委員会第37～38期使用者委員	同
さとうまさひろ 佐藤正紘	北海道労働委員会第39期使用者委員 株式会社北海道協同組合通信社アドバイザー	株式会社北海道協同組合通信社取締役相談役 北海道労働委員会第37期使用者委員	同
のざきたかお 野崎隆夫	北海道労働委員会第39期使用者委員 函館経営者協会参与	函館商工会議所理事・事務局長 北海道労働委員会第37～38期使用者委員	同
はすいけいこ 蓮井慶子	北海道労働委員会第39期使用者委員 キャリアステップ研究所所長	株式会社早稲田セミナー札幌校校長 北海道労働委員会第36～38期使用者委員	同
かとうたかまさ 加藤高正	北海道労働委員会第39期使用者委員 有限会社カトウヒューマンサポートオフィス代表取締役	加藤経営労務事務所代表 北海道労働委員会第37～38期使用者委員	同
おぬまてるあき 小沼輝明	北海道労働委員会第39期使用者委員 北海道電力株式会社人事労務部部長	北海道電力株式会社人事労務部次長 北海道労働委員会第38期使用者委員	同
いそだのりかず 磯田憲和	北海道労働委員会事務局長	北海道総合政策部地域づくり支援局長	同 22.4.9
まつむらえいじ 松村英二	北海道労働委員会事務局総務審査課長	北海道経済部産業立地推進局産業立地課参事	同
にはしまさゆき 二橋雅之	北海道労働委員会事務局調整課長	北海道教育庁釧路教育局次長	同
さかがみたかゆき 坂上隆行	北海道労働委員会事務局調整課個別事案担当課長	北海道労働委員会事務局調整課長	同 19.6.11